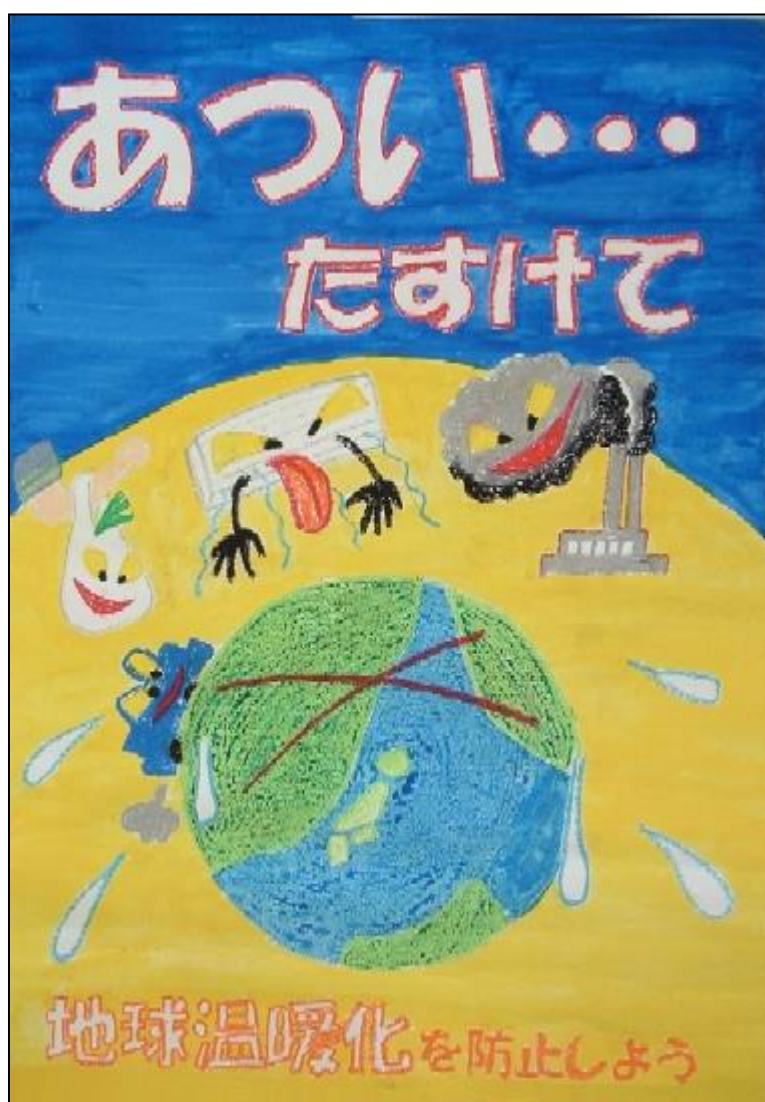


# 富士見市地球温暖化対策 実行計画



平成18年度環境問題啓発ポスター 最優秀作品 出口侑希乃さん

富士見市

# 目 次

## 第1章 地球温暖化問題とは

1 地球温暖化問題の概要	1
（1）地球温暖化のメカニズム	1
（2）地球温暖化による影響	2
（3）地球温暖化の日本での影響	4
（4）温室効果ガスの発生原因	4
2 地球温暖化をめぐる歴史的背景	5
（1）世界での取り組み	5
（2）日本での取り組み	5

## 第2章 富士見市の地球温暖化対策

1 実行計画策定の基本的事項	6
（1）実行計画策定の目的	6
（2）実行計画の目標期間	6
（3）実行計画の対象物質	6
（4）実行計画の範囲	6
（5）温室効果ガスの削減目標	6
2 温室効果ガスの排出量の現状	7
（1）活動量	7
（2）温室効果ガスの排出量	8
（3）温室効果ガスの種類別の排出状況	9
（4）活動別の温室効果ガスの排出状況	9
3 温室効果ガスの排出抑制への取り組み	10
（1）排出を直接抑制するための取り組み	10
（2）排出の抑制に配慮した取り組み	11
（3）環境物品を購入する際に参考となる環境ラベル	12
（4）廃棄物の分別基準	13

## 第3章 計画の推進・管理体制

1 推進体制	14
2 推進組織の役割	14
（1）市長	14
（2）部局長会議	14
（3）環境にやさしい都市づくり検討委員会	14
（4）推進員代表者会議	14
（5）推進員	14
3 職員の研修、情報提供	15
（1）職員研修	15
（2）情報提供	15
4 計画の進捗管理のための点検・調査	15
5 公表	15

# 第1章 地球温暖化問題とは

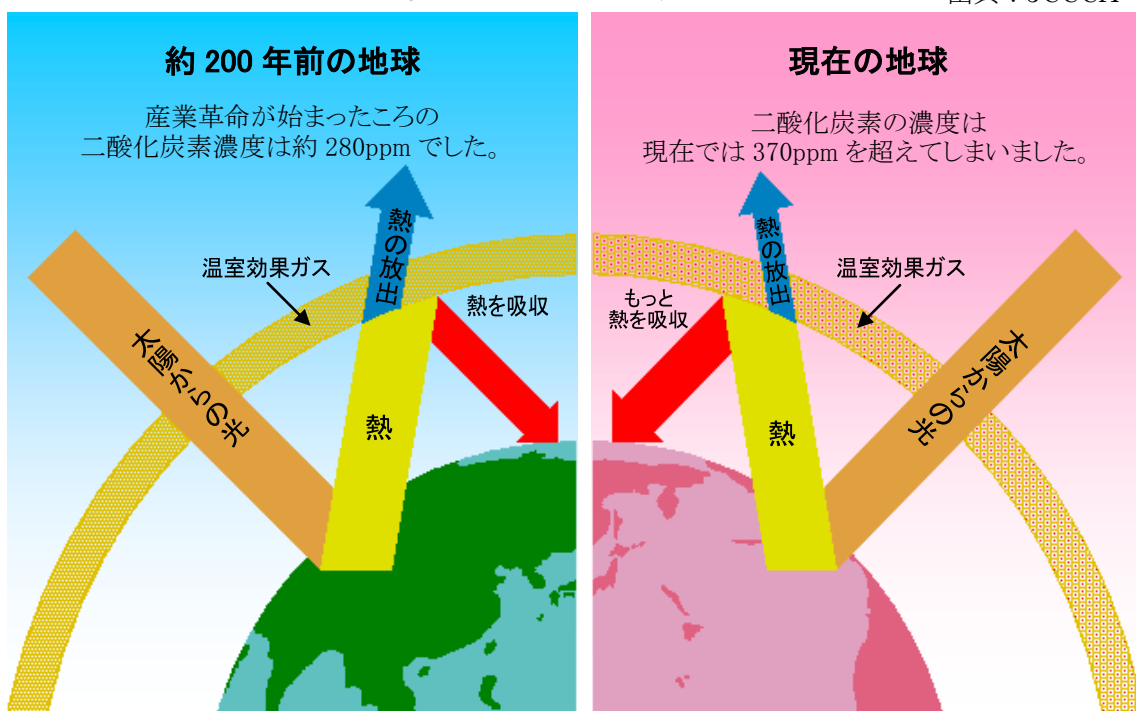
## 1 地球温暖化問題の概要

### (1) 地球温暖化のメカニズム

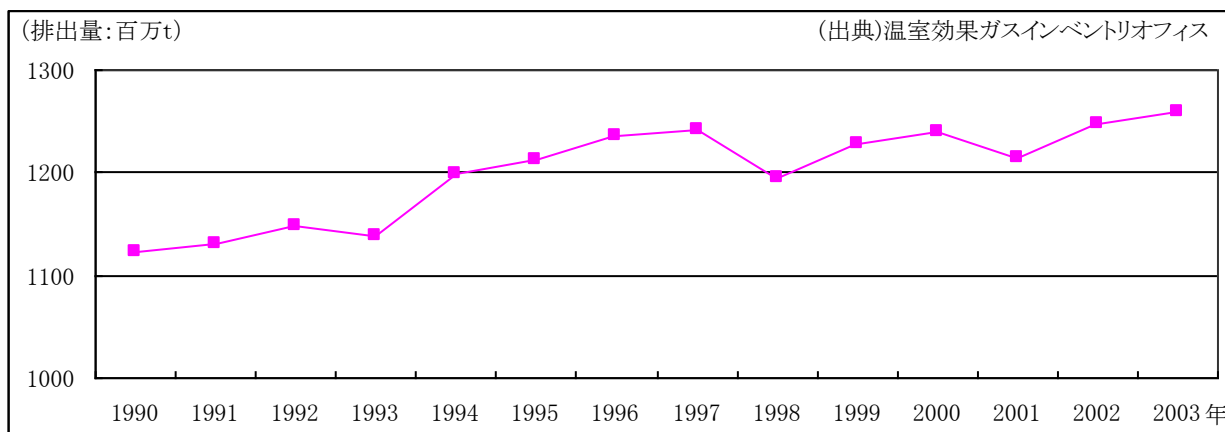
太陽から地表に届いたエネルギーは、地表を暖めその熱は赤外線という形で大気中に放射されます。大気中の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub> など）には、その赤外線を吸収する働きがあり、吸収された赤外線による熱は、再び地表に向かって放射され、地表を暖めます。これが「温室効果」です。本来、この温室効果によって地球の気温は、生物が生息しやすい気候となっていました。しかし、産業活動が活発になり、鉱物資源の大量消費が行われ、その結果温室効果ガスの排出量が急激に増加し、大気中の温室効果ガス濃度は上昇しています。また、二酸化炭素の主な吸収源である森林の大量伐採も原因の一つとして考えられ、二酸化炭素の排出量の増加と吸収量の減少が相乗的に作用し、急激な温室効果ガスの増加を招き、気温が上昇するなど気候変動が懸念されています。これが地球温暖化です。

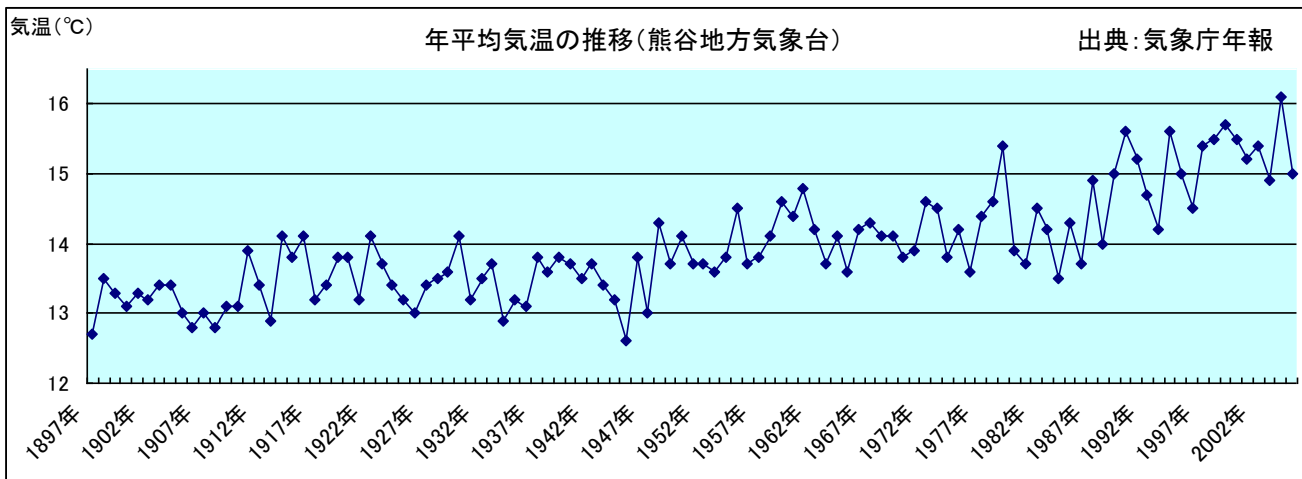
### 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：JCCCA



### 日本における二酸化炭素濃度の推移





## (2) 地球温暖化による影響

### ①海水面の上昇について

20世紀中に海面は、10～20cm上昇しました。今後、2100年までに地球温暖化に伴う海水温の上昇による海水の熱膨張と氷河の融解により9～88cm上昇すると予測されています。そのため陸域の減少や高潮による被害の増加が考えられます。

### ②異常気象の多発について

洪水、干ばつ、森林災害、台風等が増加し、その結果農業、水産業に悪影響を与える恐れがあります。

### ③自然環境への影響について

動植物が生息するには、それぞれに適した気温があります。しかし、地球温暖化が進むと高緯度、また、高い地域へ移動しなければなりません。ところが、100年に数°Cという気温変化のスピードに植物の移動速度はついていけません。そのため、多くの動植物が打撃を受けます。特に地形が複雑でかつ都市化が進み、自然が分断されている日本では、生態系の移動が特に難しく、影響が大きいといわれています。

### ④熱帯感染症の増加について

気温の上昇に伴い、日本で今までありえなかったマラリア等の感染症の流行など健康が脅かされる危険があります。

#### ◇危険度の高い感染症◇

病名	媒介動物	リスクにさらされる人口	感染数又は発生件数	現在の分布域
マラリア	蚊	24億人	3億	熱帯・亜熱帯
住血吸虫病	淡水系巻貝	5～6億人	1億2000万	熱帯・亜熱帯
リンパ性フィラリア症	蚊	10億人	1億2700万	熱帯・亜熱帯
日本脳炎	蚊	3億人	5万	アジア
オンコセルカ症	ブヨ	1.2億人	—	アフリカ・中南米
デング熱	蚊	30億人	数千万	熱帯・亜熱帯
黄熱病	蚊	4.68億人 (アフリカのみ)	20万	南米熱帯地域・アフリカ

(出典：IPCC第3次評価書第2作業部会資料より)

◇温暖化によっておきる現象と影響◇

現象	影響	20 世紀後半に起きた確率	21 世紀中に起こる確率
最高気温の上昇 暑い日や熱波の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や都市の貧困層における死亡や重病のリスクの増加</li> <li>・家畜や野生生物への熱ストレスの増加</li> <li>・多くの農作物への損害の増加</li> <li>・冷房需用の増加とエネルギー供給の不安定化</li> </ul>	高い	非常に高い
最低気温の上昇 寒い日や寒波の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒さに関連した人間の死亡率・罹病率の減少</li> <li>・一部の農作物への損害のリスクの減少又は増加</li> <li>・一部の害虫や疾病媒介生物の生息範囲・活動の拡大</li> <li>・暖房エネルギー需要の減少</li> </ul>	非常に高い	非常に高い
豪雨の頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、地滑り、なだれ、泥流による損害の増加</li> <li>・土壌浸食の増加</li> <li>・洪水流出の増加</li> <li>・政府、民間の洪水保険システムや災害救援への圧力の増加</li> </ul>	高い (北半球中緯度地域)	非常に高い (多くの地域)
夏季の干ばつ頻度の増加(中緯度大陸内部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物生産の減少</li> <li>・地盤沈下による建築物への損害の増加</li> <li>・水供給量の減少・水質の悪化</li> <li>・森林火災リスクの増大</li> </ul>	高い	高い
熱帯性低気圧の最大風力平均・最大降水強度の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染病や生活等への多くのリスクの増加</li> <li>・沿岸侵食及び沿岸建築物やインフラストラクチャーへの損害の増加</li> <li>・さんご礁等沿岸生態系への影響の増加</li> </ul>	観測されていない(評価データが不十分)	高い (いくつかの地域)
エルニーニョに関連した干ばつや洪水の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干ばつ・洪水地域における農業及び放牧地等の生産性の減少</li> <li>・干ばつ地域における水力発電の低下</li> </ul>	高い	高い
アジアの夏季モンスーンによる降水量変動の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温帯・熱帯アジアにおける洪水・干ばつの大きさと損害の増加</li> </ul>		高い
中緯度における暴風雨の強度の増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活や健康へのリスクの増加</li> <li>・沿岸生態系への影響の増加</li> </ul>		現在のモデルでは不明

※非常に高い：90～99%の信頼性 高い：67～90%の信頼性

(出典：IPCC 第3次評価報告書より)

### (3) 地球温暖化の日本での影響

#### ①日本の平均気温の上昇について

日本の平均気温は、20世紀の100年間で約1.0°C上昇しました。これは、世界全体の気温が約0.6°Cしか上昇していないのに比較して2倍近い大きな数字です。

#### ②異常気象の傾向

気象庁によれば、平均的な気温の上昇に加えて、近年、平年に比べて極端に気温の高い異常高温の発生数が増加傾向にあり、反対に極端に気温の低い異常気象の発生数は減少傾向にあります。また、夏の気温が特に暑い年とそうでない年との変動幅の拡大も指摘されています。

日本全国の降水量の年平均値は、この100年間で6.6%減少しています。特に冬の降水量は21.2%、秋も12.6%減少しています。この傾向は東日本と南西諸島で顕著に現れています。

#### ③海面が1m上昇することの影響について

海に近い大阪の中心部は大きな被害を受けます。大阪西北部から堺市にかけての海岸線はほぼ水没します。東京東部の江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区のほぼ全域が影響を受けます。

#### ④生物への影響について

こうした日本の温暖化傾向を受けて、桜の開花日が早まり、イチヨウやカエデの紅・黄葉や落葉が遅れるなど生物季節へも既に影響が現れています。

### (4) 温室効果ガスの発生原因

温室効果ガスの発生原因には石炭・石油などの化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、工業・農業生産など様々な要因により発生します。

◇日本における温室効果ガスの排出比率と主な排出原因（2003年度）◇

種 類	比 率 (%)	主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	94.0	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、地球温暖化への影響が最も大きい。
メタン (CH <sub>4</sub> )	1.4	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の埋立てや焼却からも発生します。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	2.6	燃料の焼却に伴うものが半分以上を占め、自動車の走行によっても排出されます。
HFC類(ハイドロフルオロカーボン類)	0.9	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用されています。
PFC類(パーフルオロカーボン類)	0.7	電子部品や半導体製造の洗浄に使用されています。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0.3	変電設備に電気絶縁ガスとして使用されています。

(出典：JCCCA)

## 2 地球温暖化をめぐる歴史的背景

### (1) 世界での取り組み

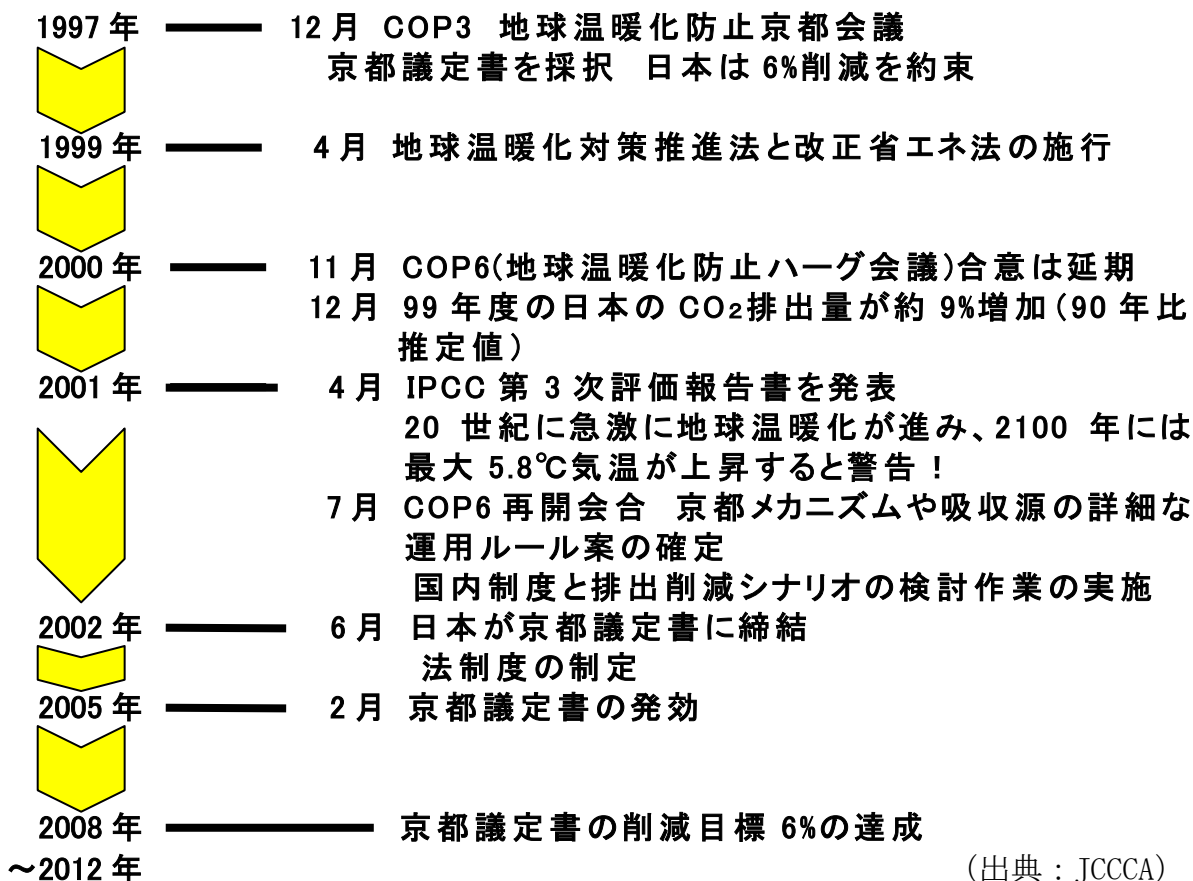
地球温暖化問題は1985年フィラハ（オーストリア）で開催された会議に参加した科学者の呼びかけにより国際的な問題として取り上げられるようになりました。

このような地球温暖化を防止する観点から、国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約（地球温暖化防止条例）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、日本を始め世界中の多くの国々が署名を行い、1994年には条約が発効されました。また、これを受けて1995年に気候変動枠組条約締結国会議（COP）がドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書を採択し、この中でわが国については、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

### (2) 日本での取り組み

これらの国際的な動きを受けて、わが国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年10月に公布され、1999年4月から施行されています。この法律では、京都議定書の成果を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、取り組みの基本的事項が定められ、地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の策定・公表等が義務付けられました。

2002年6月、日本は京都議定書を締結しました。温暖化対策の歴史的な合意である京都議定書が生まれた地に住む私たちは、その削減目標を確実に達成することが求められており、そのためにも今すぐ6%の削減目標を達成する具体的な仕組みを作り、実行していかなければなりません。



(出典：JCCCA)

## 第2章 富士見市の地球温暖化対策

### 1 実行計画策定の基本的事項

#### (1) 実行計画策定の目的

この計画は富士見市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と特性を把握し、それに基づき具体的な削減目標を策定し、温室効果ガス排出抑制、環境への負荷の軽減をもって、増加基調にある温室効果ガスを早期に減少基調に転換し、更なる長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とします。

#### (2) 実行計画の目標期間

計画の実施は、2004年度（平成16年度）を基準年とし、2007年度（平成19年度）から目標達成年度は2011年度（平成23年度）とします。環境の状況や社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを実施します。

#### (3) 実行計画の対象物質

本計画において対象とする温室効果ガスは、下記のとおりとします。

- ・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- ・メタン（CH<sub>4</sub>）
- ・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

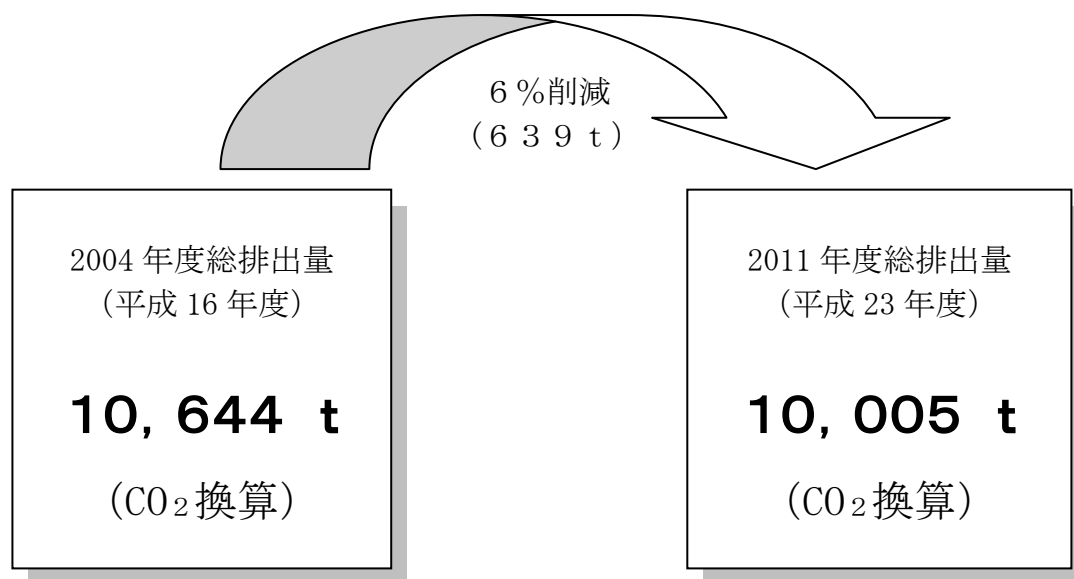
※パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、本市の事務・事業に伴う排出量の把握が困難なため対象物質から除外します。

#### (4) 実行計画の範囲

範囲は、富士見市が行う事務、事業全般とし、庁舎、公民館、交流センター、コミュニティセンター、市民会館、市立学校、水道事業、他公共施設等を範囲とします。

#### (5) 温室効果ガスの削減目標

2011年度の温室効果ガスの排出量を基準年2004年度に比べ6%削減します。





## 2 温室効果ガスの排出量の現状

### (1) 活動量

温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止するためには、まず、対象となる事務・事業における現状を把握する必要があることから、平成16年度における活動量（燃料使用量、電気使用量、自動車の走行量等）を調査しました。

#### 【燃料・電気の使用量について】

燃料等	使用量	内容
ガソリン	59,497.90	公用車（車121台、バイク13台）の燃料として99.4%、作業機械（草刈機等）の燃料として0.6%使用している。
灯油	43,161.00	学校（19校）のストーブの燃料として97.2%、その他（7ヶ所）の暖房用燃料として2.8%使用している。
軽油	12,715.30	16年度は公用車（18台）の燃料としての使用のみであったが、年度によってはディーゼル発電機（10ヶ所）の燃料として使用することもある。
A重油	219,892.00	ボイラー（4ヶ所）の燃料として97.9%、発電機の燃料（4ヶ所）として2.1%使用している。
液化石油ガス（LPG）	24,458.1 m <sup>3</sup>	LPG使用地域の公共施設（出先機関22、学校16、集会所22）で97.8%、LPG車（1台）の燃料として2.2%使用している。
液化天然ガス（LNG）	13,254.1 m <sup>3</sup>	7台の天然ガス車の燃料として使用している。
都市ガス	389,644.0 m <sup>3</sup>	都市ガス使用地域の公共施設（出先機関14、学校2、集会所6）で使用している。
電気	15,733,823 kWh	市役所庁舎で5.8%、学校（19校）17.9%、公園（93ヶ所）20.6%、道路灯等8.9%、集会所（26ヶ所）0.5%、その他公共施設53.7%使用している。

#### 【自動車の走行量について】

ガソリン・LPG車	普通・小型乗用車	117,051.7km	29台（普通4台、小型25台）
	軽乗用車	57,771.4km	15台
	普通貨物車	12,184.0km	2台
	小型貨物車	70,252.8km	22台
	軽貨物車	40,782.0km	48台
	特殊用途車	32,137.0km	4台
	バス	9,245.0km	2台（ガソリン1台、LPG1台）
軽油	普通貨物車	3,517.0km	1台
	小型貨物車	27,410.0km	5台
	特殊用途車	9,742.0km	7台
	バス	25,480.0km	5台

【一般廃棄物焼却量】 48.4t（公共施設から排出された可燃ゴミの量）

【HFC封入カーエアコンの使用台数】 147台（ガソリン121台、LPG1台、軽油18台、天然ガス7台）

## (2) 温室効果ガスの排出量

ガソリンを 10 使用すると 2.32166kg の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) が発生します。これを排出係数といいます。

平成 16 年度における活動量 (燃料使用量、電気使用量、自動車の走行量等) に、それぞれの温室効果ガスの排出量を計算した結果は次のとおりです。

### 【二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)】

項目	活動量	排出係数	二酸化炭素排出量
ガソリン	59,497.90	2.32166	138,133.89kg
灯油	43,161.00	2.4894833	107,448.59kg
軽油	12,715.30	2.6192467	33,304.51kg
A 重油	219,892.00	2.70963	595,825.96kg
液化石油ガス (LPG)	24,458.1 m <sup>3</sup>	6.0005733	146,762.62kg
液化天然ガス (LNG)	13,254.1 m <sup>3</sup>	5.3955	71,512.50kg
都市ガス	389,644.0 m <sup>3</sup>	2.07966	810,327.04kg
電気	15,733,823 kWh	0.555	8,732,271.77kg
合 計			10,635,586.88kg

※小数点以下第 3 位四捨五入

### 【メタン (CH<sub>4</sub>) 及び一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)】

自動車の走行及び一般廃棄物の焼却 (連続燃焼式) に伴いメタン (CH<sub>4</sub>) と一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) が発生します。

項目	活動量	メタン		一酸化二窒素		
		排出係数	排出量	排出係数	排出量	
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	117,051.7km	0.00001	1.1705kg	0.000029	3.3945kg
	軽乗用車	57,771.4km	0.00001	0.5777kg	0.000022	1.2710kg
	普通貨物車	12,184.0km	0.000035	0.4264kg	0.000039	0.4752kg
	小型貨物車	70,252.8km	0.000035	2.4588kg	0.000026	1.8266kg
	軽貨物車	140,782.0km	0.000011	1.5486kg	0.000022	3.0972kg
	特殊用途車	32,137.0km	0.000035	1.1248kg	0.000035	1.1248kg
	バス	9,245.0km	0.000015	0.1387kg	0.000041	0.3790kg
軽油	普通貨物車	3,517.0km	0.000015	0.0528kg	0.000014	0.0492kg
	小型貨物車	27,410.0km	0.0000076	0.2083kg	0.000009	0.2467kg
	特殊用途車	9,742.0km	0.000013	0.1266kg	0.000025	0.2436kg
	バス	25,480.0km	0.000017	0.4332kg	0.000025	0.6370kg
一般廃棄物焼却	48.4t	0.000096	0.0046kg	0.0565	2.7346kg	
合 計			8.2710kg		15.4794kg	

※小数点以下第 5 位四捨五入

### 【ハイドロフルオロカーボン (HFC)】

HFC 封入カーエアコン付自動車の使用に伴い、1 台あたり年間 0.015kg の HFC-134a が発生するので、市が所有する公用車 147 台に対する HFC-134a の発生量は 2.205kg となります。

### (3) 温室効果ガスの種類別の排出状況

平成 16 年度の富士見市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を温室効果ガスの種類ごとにまとめると次の表になります。

温室効果ガス	排出量
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	10,635,586.88 kg
メタン (CH <sub>4</sub> )	8.2710kg
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	15.4794kg
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134)	2.205 kg

また、温室効果ガスは、種類ごとに地球の温暖化をもたらす度合いが異なるので、二酸化炭素を「1」とした場合、メタンは約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、ハイドロフルオロカーボンは 1,300 倍となり、これを地球温暖化係数といいます。

次の表は、それぞれの温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ二酸化炭素に換算して排出量を算出し、構成比を示しています。

温室効果ガス	排出量 (kg)	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
CO <sub>2</sub>	10,635,586.88	1	10,635,586.88	99.926
CH <sub>4</sub>	8.271	21	173.69	0.002
N <sub>2</sub> O	15.4794	310	4,798.61	0.045
HFC-134	2.205	1300	2,866.50	0.027
合 計			<b>10,643,425.68</b>	

※二酸化炭素換算排出量については小数点以下第 3 位四捨五入、構成比については小数点以下第 4 位四捨五入

平成 16 年度の富士見市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は **10,643,425.68kg-CO<sub>2</sub>** となります。

### (4) 活動別の温室効果ガスの排出状況

平成 16 年度の富士見市の活動別温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は、次のとおりです。

活動項目	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
ガソリンの使用	138,133.89	1.298
灯油の使用	107,448.59	1.010
軽油の使用	33,304.51	0.313
A 重油の使用	595,825.96	5.598
液化石油ガスの使用	146,762.62	1.379
液化天然ガスの使用	71,512.50	0.672
都市ガスの使用	810,327.04	7.613
電気の使用	8,732,271.77	82.044
一般廃棄物の燃焼	847.83	0.008
その他	6,990.97	0.066
計	10,643,425.68	

※排出量については小数点以下第 3 位四捨五入、構成比については小数点以下第 4 位四捨五入

### 3 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

現在の社会・経済システムやライフスタイルのあり方は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出に大きく関わっています。このような中、地方公共団体は、地方行政の主体としての立場のほか、企業と同様に各種製品やサービスを購入、使用したり建築物を建設し、それを維持管理するなど事業者や消費者としての経済活動をも行っていて、多種多様の事務・事業を通して多くの温室効果ガスを排出しています。

したがって、私たちは、本市自らが排出している温室効果ガスの削減のために、様々な取り組みを率先して展開していくことが必要であり、「2 温室効果ガスの排出量の現状」における「(1) 活動量」と「(2) 温室効果ガス排出量」の調査結果を踏まえ、温室効果ガスの主な発生源である電気、燃料使用量の削減のための取り組みを重点的に推進していきます。

#### (1) 排出を直接抑制するための取り組み

ここでは、本市自らの事務・事業の実施に伴いエネルギーや燃料の消費、電気製品・機器などの使用により発生している温室効果ガスの排出を削減するための具体的な取り組みについて挙げます。

##### ①省エネに配慮した電力の使用に心がけます

- 空調機の稼働期間や稼働時間、冷暖房の温度管理等を適切に調整する
  - ・空調機のエアコンフィルターの定期的な清掃
  - ・冷暖房の温度を適切に調整する（室内温度は、冷房時：28 度、暖房時：20 度を目安とする）
  - ・未使用室のファンコイルの電源オフ
- 退庁時及び昼休み時間の消灯の徹底
  - ・昼休み時間は市民サービスに支障をきたす場合を除き、完全消灯
  - ・トイレや湯沸し室、更衣室、印刷室等不要場所の照明の消灯の徹底
  - ・退庁時の消灯を徹底する
- OA 機器使用時の省エネルギー化
  - ・OA 機器の使用時以外は可能な限りコンセントからプラグを抜く（特に昼休みなど）週末は、コンセントからプラグを抜き待機電力の削減に努める
- 電気機器の待機電力等のカット
  - ・電気ポット等の使用時間の制限、電気ポットは、必要時だけ使用する（保温使用はしない）
  - ・退庁時は必ず電源を切る
  - ・週末は電気機器のコンセントからプラグを抜く
- ノー残業デーの実施
  - ・毎週水曜日及び金曜日は「リフレッシュデー」とし、残業を控える。また、勤務終了後の早期退庁を推奨する。
  - ・残業時は必要最小限の照明とし、不用な照明は消灯
- 階段を使用し、エレベーターは使わない
- 照明や OA 機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を導入する
- 自動販売機を省電力型のものに切り替える

##### ②省エネに配慮した燃料の使用に心がけます

- 省エネ施設への改修
  - ・施設を改修する場合は、省エネ効果の高いものの導入に努める
- 公用車のアイドリングストップの励行
- 公用車の急発進、急加速、空ぶかしの禁止
- 公用車に無駄な荷物は積まない
- 毎週水曜日のノーカーデーの徹底（公用車、マイカーの使用を控える）

- 車輛を購入（買い換え）する際には、低燃費車や低公害車の導入を推進する
- 公共交通機関の利用や相乗りの推進
  - ・出張時など公共交通機関の利用推進
  - ・出張時、目的地が近い場合は、可能な限り相乗りをする

## **（２）排出の抑制に配慮した取り組み**

ここでは、循環型社会の構築を図ることを基本に、本市の事務・事業で使用する物品の循環システムの各過程において排出される温室効果ガスの削減につながる具体的な取り組みについて挙げます。

### **①環境に配慮した物品の購入**

- ・環境や人の健康にやさしい物品の購入
- ・資源やエネルギーの消費が少ない物品の購入
- ・資源を持続可能な方法で採取し、有効利用している物品の購入
- ・長期間の使用ができる物品の購入
- ・再使用が可能な物品の購入
- ・リサイクルが可能な物品の購入
- ・再生部品や再使用された部品を多く利用している物品の購入
- ・廃棄するとき処理や処分が容易な物品の購入

### **②紙類や使用量の抑制**

- ・資料・刊行物は、適正部数を作成する
- ・重複資料の作成を抑制する
- ・両面コピーや両面印刷の徹底
- ・使用済みコピー用紙の裏面使用
- ・庁内 LAN を積極的に活用し、印刷を抑制する

### **③リサイクルの推進**

- ・古紙配合率が高く、白色度の低いものを利用する
- ・紙の分別収集の徹底
- ・印刷物は、再生紙を利用する
- ・ビン、カン、ペットボトル等のリサイクルの徹底

### **④水の使用量を削減**

- ・手洗い、食器洗い等の際は、こまめに水を止める
- ・お湯は必要量だけ沸かす
- ・水圧の調節や節水ごまの設置等水道水の節約に有効な対策を講じる
- ・トイレへの擬音発生装置の設置

### **⑤廃棄物の削減**

- ・公共施設の塵芥の堆肥化を推進する
- ・ごみの分別回収を徹底し、ごみの発生の抑制に努める
- ・職員が持ち込んだゴミ（新聞・雑誌・弁当の空き容器、ペットボトルなど）は、各自持ち帰り、減量化を推進する。
- ・使用済み封筒は、内部交換文書用封筒に再利用する
- ・マイ箸を利用し、割り箸を使用しない
- ・シュレッダーの使用は個人情報に記載されている部分に限る

### **⑥緑化を推進する**

- ・敷地内や窓辺の緑化を推進する
- ・職場に盆栽や観葉植物を置くなどの緑化を推進する

### ⑦環境に配慮した建設工事の推進

- ・雨水の有効活用を促進する
- ・リサイクル資材の利用を促進する
- ・太陽光の有効活用を促進する
- ・建設廃棄物の少ない施行技術・施行方法の採用を推進する
- ・リサイクル可能な建設副産物は、積極的な再利用化に努める
- ・再生合材の再生利用化に努める
- ・再生砂・再生砕石等の再利用化に努める

### (3) 環境物品を購入する際に参考となる環境ラベル

		
<p>エコマーク</p> <p>文具、衣料品、雑貨など約 70 種類についている。マークの下に環境保全上の効果(古紙の利用、ごみを生かすなど)が簡単に表示されている。</p>	<p>省エネ性マーク</p> <p>省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫の 5 つの家電についている。緑色のラベルは省エネ基準達成率 100%以上の製品。</p>	<p>国際エネルギースターマーク</p> <p>待機電力の省エネ基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど 7 つの OA 機器についている。</p>
		
<p>グリーンマーク</p> <p>トイレペーパー、ノートなど古紙を再利用した製品についている。</p>	<p>再生紙利用マーク</p> <p>再生紙利用の印刷物についている。R の横の数字は古紙配合率を示している。</p>	<p>低排出ガス車認定(平成17年基準)マーク</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度</p>
		
<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク</p>	<p>環境・エネルギー優良建築物マーク</p> <p>室内環境水準を確保のうえ、一定水準以上の省エネルギー性能を有する建築物に表示される</p>	<p>燃費基準達成車マーク</p> <p>燃費性能が高い自動車につけられるマーク</p>

#### (4) 廃棄物の分別基準

##### 【紙類】①～⑧

用紙類・その他の3R(リデュース〔削減〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再資源化〕)を推進するために各課等にリサイクルボックスを設置、運用する。

- ①A4版コピー紙(裏面使用可) ②上質紙、コピー紙(裏面使用できない)
- ③新聞紙、チラシ④その他の紙ボール紙等⑤封筒・紙袋(再利用)
- ⑥雑誌、本類、カタログ、パンフレット等⑦ダンボール⑧端紙

【生ゴミ】(本庁、図書館、みずほ学園、保育所、老人センター、ケアセンター以外は可燃ゴミ)  
堆肥化するので、生ゴミ以外を混入しない

##### 【可燃ゴミ】⑨

生ゴミ、紙類、資源プラスチックを徹底分別し、減量に努める

##### 【不燃ゴミ】⑩

CD、FD、ファイルの金具等、徹底分別し、減量に努める  
使用済みファイルやFDの再利用を促進する

##### 【ビン・缶・ペットボトル】

職員が持ち込んだゴミ(清涼飲料水の缶やペットボトル)は持ち帰る

##### 【資源プラスチック】⑪

職員が持ち込んだゴミ(弁当の容器等)は持ち帰る

汚れているものは可燃ゴミだが、程度にもよるがなるべく洗って資源プラスチックにするよう努める

##### 【粗大ゴミ】

事業系粗大ゴミは環境センターで処理できないので、各課でリユースなどを検討し、処分しなければならないときは廃棄物処理業者へ依頼する

### 《リサイクルボックスの参考例》



## 第3章 計画の推進・管理体制

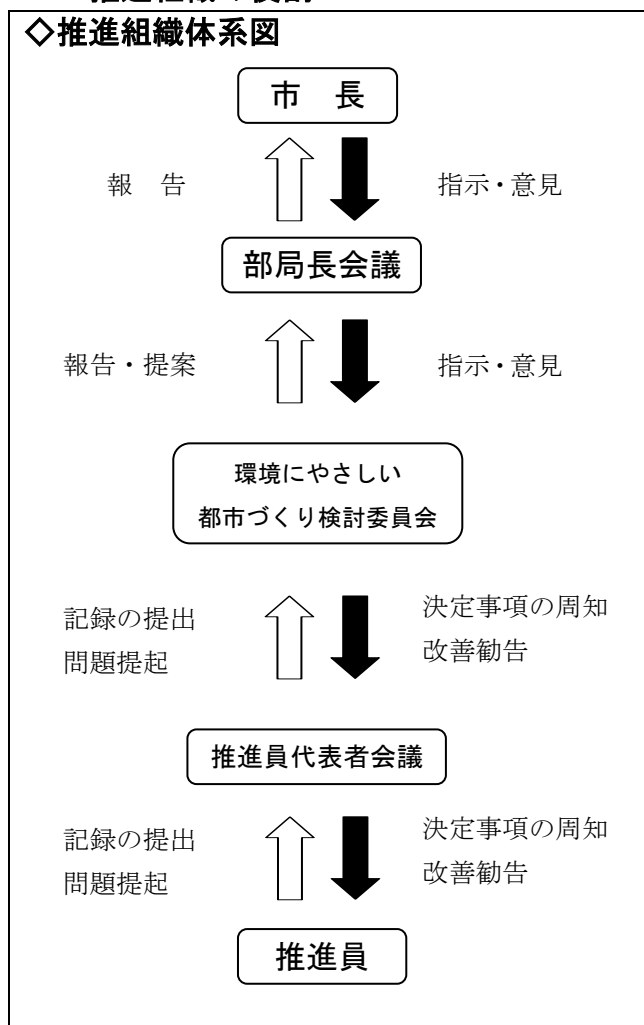
### 1 推進体制

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、各職場、職員全員「地球温暖化問題」に関する認識をより深め、主体的かつ積極的に計画に定めた取り組みを推進することが重要であり、そのために庁内に設置されている「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）が主導となり、計画を推進していきます。

また、各課等单位で推進員を1名任命し、計画の推進、管理を行います。更に点検表を使用し、進捗状況をチェックします。その点検表は、「検討委員会」で回収、活動状況が適切かどうかを確認します。

### 2 推進組織の役割

#### ◇推進組織体系図



#### (1) 市長

部局長会議から報告される地球温暖化対策の進捗状況について、必要な措置の指示及び意見を言う。

#### (2) 部局長会議

検討委員会から提出される地球温暖化対策進捗状況報告について協議し、必要と認める場合は、検討委員会へ指示及び意見を言う。また、検討委員会から提出された改善提案等についても協議し、必要と認める事項については、市長に報告する。

#### (3) 環境にやさしい都市づくり検討委員会

検討委員会は、この計画の中心的役割を担い、この計画の趣旨、実施内容、状況等について職員へ周知する。また、地球環境、地域環境等の環境教育（研修会）を実施し、環境保全意識の向上と取り組みの円滑な推進を図る。

#### (4) 推進員代表者会議

各部2名の推進員の代表者で構成し、推進員から提出される点検表等をまとめ、進捗状況等を把握し、検討委員会へ報告する。また、この計画の円滑な推進を図るため、推進員間等の連絡調整を行う。

#### (5) 推進員

各課等に計画の推進を図るために、推進員を置く。（推進員の任命は課長が行い、任期は原則として1年とし、再任は妨げない。）

推進員は、自課の職員に対し、この計画への参加を促し、点検表等の運用により定期的に進捗状況を確認し、推進員代表者会議からの指示等により、定期的に点検表を提出する。



### 3 職員の研修、情報提供

#### (1) 職員研修

決定した計画内容について、職員全員で推進するため、実施内容、実施方法、点検・見直し方法等について説明会（研修会）を実施する。

- ①専門研修 都市づくり検討委員、推進員に対して行う研修  
(計画の推進者としての重要性、点検、見直し方法等)
- ②一般研修 職員全員に対して行う研修  
(計画実行の目的、実施（行動）内容、環境教育等)

◇研修内容

種 別	対 象 者	目 的	内 容
専 門 研 修	管理職研修	管理職員及び都市づくり検討委員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等 ・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・職員への指導、育成
	推進員研修	各課等の推進員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等 ・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・点検の手順と方法 ・一般職員への呼びかけ
一 般 研 修	一般研修	全職員	環境に対する自覚と取り組みへの理解 ・地球温暖化関連情報 ・計画の目的と内容 ・取り組みの内容と方法
	新人研修	新規採用職員等	環境に対する自覚と取り組みへの理解 ・地球温暖化関連情報 ・計画の目的と内容 ・取り組みの内容と方法

#### (2) 情報提供

地球温暖化に関する情報や本計画における重点的な取り組み事項等の推進などについて職員に周知を図ります。

### 4 計画の進捗管理のための点検・調査

計画達成のために決定した行動内容のうち、特に重要と思われる項目について、確認のため点検表管理基準に基づき運用する。

点検表管理基準は、検討委員会及び推進員代表者会議で検討し、見直しを行いながら運用する。

### 5 公表

毎年、本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量等を解析し、『広報ふじみ』及び『富士見市の環境』の中で公表する。

# 資 料 編

## 目 次

- 1 点検表管理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－ 1
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資－ 9
- 3 富士見市の具体的行動による主な温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減例・・・・・・・・資－ 1 2
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の構造・・・・・・・・資－ 1 4
- 5 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会・・・・・・・・資－ 1 5

## 1 点検表管理基準

点 検 表	様式番号	記 入 者	提出期限	提 出 先
日次点検表	様式 1	各課等推進員	翌月の 10 日	環境課
月次点検・記録表	様式 2			
廃棄物処理記録表	様式 3			
燃料使用量等詳細記録表	様式 4			

### 各点検表チェック時の留意点

#### ①日次点検表（様式 1）

- a 日次点検表は、各課等单位で推進員が中心となって毎日チェックする。
- b 実施項目について、50%以上実施したものは「○」、50%未満のものは「△」、未実施のものは「×」、該当が無い場合は「－」を記入する。
- c 複数あるもの（例えば、未使用時パソコンモニターの電源オフ）は、全体の 80%以上が実施していれば○とする）
- d 公用車については、各課等の管理車両が 1 台の場合は、その日使用した職員がチェックすることとする。複数台ある場合は、推進員へ使用者が申告することとし、責任者はその結果をまとめ、チェックする。
- e 節水については、目標に対し、自課の職員が意識を持ち、行動しているかを判断し、チェックする。
- f 紙使用の削減、リサイクルについては、両面コピーの実施、再利用について確認する。また、分別の状態についても同様に確認する。
- g 全員参加が前提となるため、点検表のチェックについては、実施項目ごとに推進員がチェック者を指名し、実施することも可能。

#### ②月次点検・記録表（様式 2）

- a 月次点検・記録表は、ひと月の総評としてチェックする。
- b 実施項目について実施したものについては「○」、未実施のものは「×」、該当がない項目については「－」を記入する。
- c エアコンフィルターの清掃は該当課毎に実施月を決定し（1 回／3 ヶ月）、それ以外の欄は「－」を記入する。
- d リフレッシュデー（ノー残業デー）及びノーカーデーは全体の 80%以上が実施されていれば「○」とする。
- e 公用車タイヤ空気圧は適正圧を維持するため、1 回／月実施してチェックする。
- f リサイクルボックス（紙を有効に使用するためのボックス）は、1 回／週、基準に従いチェックし、月の総評としてチェックする。
- g 環境配慮型の事務用品の購入や電気製品の購入時の環境への配慮については、基準と比較しチェックする。
- h 廃棄物の分別の徹底も基準に従い、チェックする。

#### ③廃棄物処理記録表（様式 3）

廃棄物処理記録表は、廃棄物の種類ごとに各課等から廃棄物置場へ排出するとき記録するもので、排出するときは、秤で計量し記入者名とともに記録する。

#### ④燃料使用量等詳細記録表（様式 4）

使用量等の記録は、計画を実施した結果が数字に表れるので、毎月記録を行い、年間の合計を算出し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を算出する。その結果と前年度の実績とを比較し、効果を確認する等この数字が重要な意味を持つので、正確に記入する。また、公用車の燃費を算出しアイドリングストップ等の効果を確認していく。

## 2 用語解説

### ・ アジェンダ 21

1992 年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分類ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を 138 項目にわたり規定している。

### ・ 一次エネルギー

石油、石炭、水力、原子力、太陽熱など、自然から直接得られるエネルギー源のこと。一次エネルギーから電力などの二次エネルギーが得られる。

### ・ 永久凍土

ロシアやカナダにある夏季にも融けることのない凍土。凍土の下には温室効果ガスの 1 つである大量のメタンが貯蔵されており、温暖化により大気への放出が懸念される。

### ・ 液化天然ガス (LNG)

メタンを主成分とする天然ガスを加圧し液化したもの。同じ熱量を出す石炭と比較し、二酸化炭素の排出量は約半分であるため、温暖化対策の 1 つとして、液化天然ガスへの燃料転換が注目を浴びている。

### ・ エル・ニーニョ

太平洋東部の赤道域の海水表層部水温が平均値より異常に高くなる現象。南アメリカの太平洋沿岸諸国や熱帯地域のアジア太平洋諸国に異常気象をもたらすとともに、同地域の漁獲にも大きな影響を与える。逆に太平洋東部赤道域の海水表層部水温が平均値より、異常に低くなる現象をラ・ニーニャと呼ぶ。

### ・ オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

### ・ 環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計されたもので、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。

### ・ 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

### ・ クリーンエネルギー自動車

天然ガスあるいは、メタノールなどを動力源とした自動車。新エネルギーの 1 つとして、従来型エネルギーの新利用形態の中に分類されている。

### ・ クリーン開発メカニズム

先進国が途上国において協同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは、削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の 1 つ。

### ・ グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

## ・グリーン電力

太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーから得られる電力のこと。

## ・クロロフルオロカーボン類 (CFCs)

自然界に存在しない人工的な温室効果ガスであり、オゾン層破壊物質でもある。主として洗剤や冷蔵庫、カーエアコンなどの冷媒に使用されていたが、オゾン層保護のためのモントリオール議定書により生産が全廃された。

## ・コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

## ・環境と開発に関する国連会議 (UNCED)

環境保全と持続可能な開発をテーマに、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連の会議。リオ宣言、アジェンダ 21などが採択された。地球サミットとも呼ばれている。

## ・環境税

環境に負荷を与える活動や製品に課税することにより、環境負荷を減らそうとする政策手段の1つ。規制的手法に比べ、より経済合理的である点が優れている。

## ・環境負荷

産業活動や各種製品の使用などが環境にもたらす影響のこと。

## ・基準年

温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では、基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF<sub>6</sub>については、1995年を基準年とすることができるとしている。

## ・気候変動 (Climate Change)

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

## ・気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC)

1988年に開始されたUNEPとWMOが共通し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1980年に第1次評価報告書を、1995年に第2次評価報告書をまとめた。2001年に第3次評価報告書が発行されている。

## ・気候変動枠組条約 (Framework Convention on Climate Change: FCCC)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極の目的として、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約。1994年3月に発効。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締結国の義務とし、更に先進締結国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。

## ・気候変動枠組条約締結国会議 (Conference of Parties: COP)

1995年3月～4月にベルリンで第1回締結国会議 (COP1) を開催。1997年12月京都で開催されたCOP3では、2000年以降の地球温暖化対策のあり方を規定する議定書が採択された。毎年開催される締結国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。

## ・ 議定書

国際条約を部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決め。1992年に採択され1994年に発効した気候変動枠組条約に関しては、1997年に京都議定書が採択された。この他、オゾン層破壊物質であるフロンガスに関して、ウィーン条約の細部を取り決めたモントリオール議定書がよく知られている。

## ・ 吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することができる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締結国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。

## ・ ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

オゾン層を破壊しないことから CFC や HCFC の規制に対応した代替物質として 1991 年ころから使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFC は自然界に存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には、削減対象の温室効果ガスの 1 つに加えられた。

## ・ パーフフルオロカーボン類 (PFC)

1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFC 程の使用量に達しないものの CFC の規制とともに、最近使用量が急増している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 6,500～9,200 倍。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの 1 つとされた。

## ・ 地球サミット

環境と開発に関する国連会議のこと。(UNCED)

## ・ 地球温暖化係数 (GWP)

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって、変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。

## ・ メタン (CH<sub>4</sub>)

京都議定書の対象ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。

### 3 富士見市の具体的行動による主な温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の削減例

#### 1 PCモニターの待機電力カット

PC モニターの稼働時（表示している状態）の消費電力は 116.3W です。スタンバイ状態での消費電力は 2.1W です。1 日 8 時間中 2 時間未使用時にモニターをスタンバイ状態にし、年間の操業日を 250 日とすると

$(116.3\text{W} - 2.1\text{W}) \times 2\text{h} \times 250\text{日} = 57,100\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、145 台所有していますので、年間、  
 $57.1\text{kW} \times 145\text{台} = 8,279.5\text{kWh}$  の節電となり、4,595.12kg-CO<sub>2</sub> の削減になります。

#### 2 パソコン（ノート型）本体の昼休みの電源オフ

PC の待機電力（表示している状態）15W です。昼休みに 1 時間電源を切り（コンセントからアダプターを抜く）、年間の操業日を 250 日とすると

$15\text{W} \times 1\text{h} \times 250\text{日} = 3,750\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、377 台所有していますので、年間、  
 $3.75\text{kW} \times 377\text{台} = 1,413.75\text{kWh}$  の節電となり、784.63kg-CO<sub>2</sub> の削減になります。

#### 3 パソコン（デスクトップ型）本体の昼休みの電源オフ

PC の待機電力（表示している状態）60.0W です。昼休みに 1 時間電源を切り（コンセントからコードを抜く）、年間の操業日を 250 日とすると

$60.0\text{W} \times 1\text{h} \times 250\text{日} = 15,000\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、145 台所有していますので、年間、  
 $15\text{kW} \times 145\text{台} = 2,175\text{kWh}$  の節電となり、1,207.12kg-CO<sub>2</sub> の削減になります。

#### 4 レーザープリンターの待機電力カット

レーザープリンターの待機電力 15W です。昼休みに 1 時間電源を切り（コンセントからプラグを抜く）、年間の操業日を 250 日とすると

$15\text{W} \times 1\text{h} \times 250\text{日} = 3,750\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、94 台所有していますので、年間、  
 $3.75\text{kW} \times 94\text{台} = 352.5\text{kWh}$  の節電となり、195.63 kg-CO<sub>2</sub> の削減になります。

#### 5 コピー機の待機電力カット

コピー機の待機電力は 40w です。昼休みに 1 時間電源を切り、年間の操業日を 250 日とすると

$40\text{W} \times 1\text{h} \times 250\text{日} = 10,000\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、15 台所有していますので、年間、  
 $10\text{kW} \times 15\text{台} = 150\text{kWh}$  の節電となり、83.25kg-CO<sub>2</sub> の削減になります。

#### 6 蛍光灯の不必要場所の消灯

40W の蛍光灯を 1 日 1 時間消灯した場合、年間の操業日を 250 日とすると

$40\text{W} \times 1\text{h} \times 250\text{日} = 10,000\text{Wh}$  の節電になります。

本庁舎では、1,278 本所有していますので、年間、

10.0kW×1,278本=12,780kWhの節電となり、7,092.90kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。  
110Wの蛍光灯を1日1時間消灯した場合、年間の操業日を250日とすると  
110W×1h×250日=27,500Whの節電になります。  
本庁舎では、507本所有していますので、年間、  
27.5kW×507本=13,942.5kWhの節電となり、7,738.08kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。

## 7 エアコンの温度管理

- ・冷房時 設定温度を1℃上げた場合1時間あたり1.25 m<sup>3</sup>の節約になります。  
1日9時間、4ヶ月間(約84日)使用したとすると、年間  
 $1.25 \text{ m}^3 \times 9 \text{ h} \times 84 \text{ 日} = 945.0 \text{ m}^3$ の節約になり、1,965.27kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。
- ・暖房時 設定温度を1℃下げた場合1時間あたり1.43 m<sup>3</sup>の節約になります。  
1日9時間、4ヶ月間(約78日)使用したとすると、年間  
 $1.43 \text{ m}^3 \times 9 \text{ h} \times 78 \text{ 日} = 1,003.9 \text{ m}^3$ の節約になり、2,087.77kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。

## 8 ガソリン使用量の削減

アイドリングを10分間行くと燃料を約0.14ℓ消費します。

平成16年度における富士見市の公用車のガソリン車は121台で、ガソリンの使用量は58,349.1ℓ、総走行距離は437,978kmでした。

ここで、50kmごとに10分間アイドリングをしていると仮定すると

$$437,978\text{km} \div 50\text{km} = \text{約 } 8,760 \text{ 回}$$

$8,760 \text{ 回} \times 0.14\ell = 1,226.4\ell$ をアイドリングのみで年間に消費することになりますので、アイドリングストップを実行すると2,847.28kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。

## 9 軽油の使用量の削減

平成16年度における公用車のディーゼル車は18台で、軽油の使用量は12,715.3ℓ、総走行距離は66,149kmでした。

ここで、50kmごとに10分間アイドリングをしていると仮定すると

$$66,149\text{km} \div 50\text{km} = \text{約 } 1,323 \text{ 回}$$

$1,323 \text{ 回} \times 0.14\ell = 185.2\ell$ をアイドリングのみで年間に消費することになりますので、アイドリングストップを実行すると485.08kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。



#### 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の構造

**目的：**この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締結国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全てのものが自主的かつ積極的のこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすると共に、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すると共に人類の福祉に貢献することを目的とする。

**定義：**温室効果ガスを対象に各ガスの地球温暖化係数を乗じて合算し、総排出量を計算

#### 国の責務

- ・環境監視、排出抑制、吸収作用の保全強化のための総合的施策の推進
- ・関係施策における排出抑制等の配慮
- ・自ら出す温室効果ガスの排出抑制等
- ・地方公共団体、事業者、国民の取り組みの支援
- ・政策向上のための調査研究
- ・国際協力

#### 地方公共団体の責務

- ①自ら出す温室効果ガスの排出抑制等
- ②区域の住民、事業者の活動の促進のための情報提供
- ③その他の自然的、社会的条件に応じた措置

#### 事業者の責務

- ①自ら出す温室効果ガスの排出抑制等
- ②製品改良・国際協力等他の者の取り組みへの寄与
- ③国、自治体の施策への協力

#### 国民の責務

- ①日常生活に関する排出抑制
- ②国、自治体の施策への協力

**基本方針(閣議決定)** ・基本的方向 ・各主体の講ずべき措置 ・事業者の計画 ・その他

国が自ら作り出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画(義務)  
・計画の公表  
・実施状況の公表(義務)

排出抑制当に資する施策の実施に関する協力要請  
(環境省⇒各省庁)

環境省、その他各省庁が講ずる施策

地方自治体が自ら作り出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画(義務)  
・計画の公表(義務)  
・実施状況の公表(義務)

地方公共団体の施策

相当量の排出量の事業者の上記①②についての計画(努力)  
・計画の公表(努力)  
・実施状況の公表(努力)

事業者の取組

国が指定する地球温暖化防止活動推進センター  
・研究・研修・製品情報提供等

都道府県の地球温暖化防止活動推進員・地球温暖化防止活動推進センター  
・普及啓発・広報・助言・研修等

国民の環境にやさしい行動

日本全体の総排出量の公表

## 5 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策推進室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月13日から施行する。

別表(第3条関係)

### 委 員 会 の 構 成

委員長	生活環境部	環 境 課 長
副委員長	総合政策部	政 策 推 進 室 長
委 員	総 務 部	庶 務 課 長
〃	〃	管 財 課 長
〃	生活環境部	商 工 業 振 興 課 長
〃	〃	農 業 振 興 課 長
〃	健康福祉部	福 祉 課 長
〃	市 民 部	市 民 課 長
〃	建 設 部	道 路 交 通 課 長
〃	〃	建 築 課 長
〃	都市整備部	都 市 計 画 課 長
〃	〃	公 園 緑 地 課 長
〃	水 道 部	業 務 課 長
〃	教育委員会	総 務 課 長
〃	〃	社 会 教 育 課 長
〃	〃	学 校 教 育 課 長
〃	〃	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長